

- 宮崎 國忠
- 主たる事務所の所在地  
天草郡苓北町志岐 1500 番地 20
  - 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の個人、団体に対して、自然環境に配慮した地域型事業や環境と共生した地域社会、生活環境を創出するための事業を展開し、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 194 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 16 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日  
平成 16 年 1 月 19 日
- 名称  
NPO 法人水と緑いきものネットワークくまもと
- 代表者の氏名  
歌岡 宏信
- 主たる事務所の所在地  
熊本市龍田町弓削 607 番地 14 号
- 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、研究者や行政と協議して、多様性に富む自然環境の保全や復元を推進し、自然体験や環境学習などの社会教育活動を通して環境と共生した社会づくりに寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 195 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 16 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日  
平成 16 年 1 月 21 日
- 名称  
NPO 法人コロボックル・プロジェクト
- 代表者の氏名  
甲斐原 巖
- 主たる事務所の所在地  
熊本市花園七丁目 30 番 10 号
- 定款に記載された目的  
この法人は、地域の方々や各団体に対して、学識経験者や研究機関と共同して、自然環境の調査・研究や調査結果の公開、まちづくりの支援、子どもの自然体験活動の推進に関する事業を行い、調和のとれた自然環境の保全、地域の活性化に寄与することを目的とする。

**登載依頼****熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 6 号**

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 16 年 3 月 3 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古 瀬 昭 夫

- 開催日時  
平成 16 年 3 月 10 日（水）  
午後 7 時から午後 9 時まで
- 開催場所  
熊本市東町 4-11-1  
熊本県健康センター 3 階会議室
- 議題  
平成 16 年 2 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 傍聴者の定員  
10 人

- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
 （電話 096-383-1111 内線 7080）

**熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号**

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。  
平成16年3月3日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会  
会長 井上尊文

- 1 開催日時  
 平成16年3月8日（月）  
 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
 山鹿市昭和町506  
 富士ホテル
- 3 議題
  - (1) 平成15年度救急医療専門部会の報告について
  - (2) 第4次鹿本地域保健医療計画の進捗について
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
 10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県山鹿市山鹿465-2  
 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務企画課）  
 （電話 0968-44-4121）

**熊本県教育委員会告示第1号**

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成16年3月3日

熊本県教育委員会委員長 岡畑 寛

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示  
教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法（平成12年2月4日教育委員  
会告示第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2項第1号の備考第1号（1）のイ中「一の教科」を「一以上の教科」に改め、「の2単位」を削る。
- 同備考第1号（1）のイ中「二の教科」を「二以上の教科」に改め、「の各2単位」を削る。
- 同備考第1号（1）のウ中「三の教科」を「三以上の教科」に改め、「の各2単位」を削る。
- 同備考第1号（1）のエ中「四の教科」を「四以上の教科」に改め、「の各2単位」を削る。
- 同備考第1号（1）のオ中「五の教科」を「五以上の教科」に改め、「の各2単位」を削る。
- 同備考第1号（1）のカ中「六の教科」を「六以上の教科」に改め、「の各2単位」を削る。
- 同備考第1号（3）中「場合は、」を「場合の」に改める。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

正 誤

平成16年2月13日熊本県公告第114号（平成16年度熊本県庁舎で使用する電気に係る一般競争入札の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
15	47	入札金額	入学金額